

嬉野会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、兵庫教育大学学校教育学部教科領域教育専修社会系コース担当教員の学部と大学院の指導学生（在学生、卒業・修了生）を会員とする同窓会であり、嬉野会と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の研修と親睦をはかり、あわせて兵庫教育大学社会系教育分野の発展をめざし、各種の事業を行うことを目的とする。
- 2 本会は、会員の相互の研修を図るため、研究会を組織する。研究会の名称はUTS (URESHINO TEACHERS SUPPORT) 教育研究会と称する。研究会については別途規定を設ける。
- 第3条 本会は、事務局を兵庫教育大学大学院認識形成系教育コース社会系教育分野内に置く。
- 第4条 本会は、事務局の議決を経て必要の地に支部局を置くことができる

第2章 会員

- 第5条 本会は、次の会員をもって構成する。
- (1) 正会員 兵庫教育大学学校教育学部教科領域教育専修社会系コース担当教官の学部と大学院の指導学生（在学生）、卒業・修了生を正会員とする
 - (2) 特別会員 兵庫教育大学社会系および認識形成系教育コース社会系教育分野の現・旧職員
- 第6条 正会員の会費は年額3,000円とする。
- (1) 卒業・修了生の会費は、毎年年度末日までに納めなければならない。
 - (2) 在学生の会費は、入学年年度末日までに納めなければならない

い。次年度から卒業・修了まで会費を免除する。

(3) 特別会員は会費を納めなくてもよい。

(4) 会費その他の減免、猶予等の必要事項は、総会の承認を経て、別に定める。

第 7 条 既納の会費は、これを返還しない。

第 3 章 役 員

第 8 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 参与 若干名
- (3) 会長 1 名
- (4) 副会長 2 名
- (5) 理事 20 名
- (6) 会計監査 1 名
- (7) 支部長

第 9 条 顧問は、兵庫教育大学大学院認識形成系教育コース社会系教育分野長をこれに推す。

第 10 条 参与は、会長経験者をこれに推す。

2 会長および副会長は、理事の中から互選により選出する。

3 会長および副会長の任期は、2 年とし、重任を妨げない。

第 11 条 事務局は、理事の互選によつて、事務局長 1 名、総務 2 名、会計 1 名を選出する。

2 事務局長、総務、会計の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

第 12 条 理事は、総会において互選によつて選出する。

2 理事の定員は 20 名とする。

3 理事の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

第 13 条 会計監査は総会において選出する。

2 会計監査の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

第 14 条 各支部ごとに支部長をおくことができる。

- 2 支部長は、支部会員の互選によつて選出する。
- 3 支部長の任期は、2年とし、重任を妨げない。
- 4 支部長と理事の兼務は、妨げない。

第4章 会 議

- 第15条 本会の会議は、総会および事務局会議とする。
- 第16条 総会および事務局会議は、会長がこれを召集し、その議長は、別に選出する。
- 第17条 定期総会は、毎年1回開催し、事業報告ならびに会計報告をなし、かつ必要な事項を議決する。
- 2 臨時総会は、事務局において必要と認めるとき、これを開く。
- 第18条 総会および事務局会議は、出席者の過半数をもつて議決する。ただし、特別会員は、議決権を有しない。

第5章 会 計

- 第19条 本会の運営に要する諸費用は、主として会費等をもつて、これにあてる。
- 第20条 本会は、その経費等にあてるため、寄附を受けることができる。
- 第21条 本会の会計年度は、4月1日より3月末日までとする。
- 第22条 本会の収支決算は、総会に報告し、承認を受けなければならない。

第6章 附 則

- 第23条 この会則は、平成27年3月1日より発効する。
- 第24条 この会則の改定は、総会の承認を得なければならない。
- 第25条 この会則に規定のない事項については、事務局でこれを定める。
- 第26条 本会の会員は、その住所・氏名・職業・勤務場所に変更があつ

たときは、すみやかに事務局に通知するものとする。

第 27 条 嬉野会の正会員のこれまでの所属については、つぎのように規定する。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科教科領域教育専攻社会系コース所属（昭和 55 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）

2. 兵庫教育大学大学院学校教育研究科教科・領域教育学専攻社会系教育分野所属（平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

3. 兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育内容・方法開発専攻認識形成系教育コース社会系教育分野所属

（平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

（昭和 57 年 2 月 3 日制定）

（昭和 62 年 8 月 21 日改定）

（平成 25 年 2 月 24 日改定）

（平成 27 年 3 月 1 日改定）